

各種健康診断に関する注意事項等について

(1) 検査項目について

学園では各健康診断で基準検査項目を定めております。受診項目に不足のある場合は、補助金等が給付されません。必ず全項目をお受けいただきますようお願いいたします。

(2) 受診日当日の勤務の扱いについて

学内で実施する健康診断は、勤務時間として取り扱われます。

学外で受診する場合は、受診時間（交通機関を利用している時間も含む）が勤務時間とみなされます。

タイムワークスの入力については、タイムワークスにログイン後、お知らせ>Q&A をご参照ください。（人事課）

(3) 個人情報の取り扱いについて

健康診断等で得られた情報は、個人情報保護法および本学園の規定に則り、教職員の健康管理を行うことを目的とし、利用及び管理をします。統計資料等で利用する際は、個人を特定できない形で処理します。法令の定める場合を除き、本人の許可なく第三者への提供はいたしません。

(4) 特定健診・特定保健指導について

法令に基づき、40歳以上の教職員は特定健康診査の対象となるため、健康診断の結果や標準的な質問票を私学事業団へ提出させていただきます。

※やむを得ない理由により健康診断等を受診できない場合は、その事由を各キャンパスの保健室までご連絡ください。